

一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク 定 款

第1章 総則

第1条（名称）

当法人は、一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク(略称、SDGs ジャパン)と称する。

2. 英文名称は、Japan Civil Society Network on SDGs(略称、SDGs Japan)とする。

第2条（事務所）

当法人は、事務所を東京都千代田区に置く。

第3条（公告方法）

当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 目的及び事業

第4条（目的）

当法人は、2030 年に達成期限を迎える「持続可能な開発目標」(英語で Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。)が達成され、すべての人々が、だれ一人取り残されることなく、貧困がもたらす生命や生活の危機及び社会的排除から解放され、人間として尊厳を持って生きることのできる、経済・社会・環境の三側面が調和した持続可能な世界の実現に寄与することをその目的とする。

第5条（事業）

当法人は前条の目的を果たすために次の事業を行う。

- (1) SDGs の達成のための政策提言
- (2) SDGs の広報・普及啓発及び SDGs 達成のための行動の喚起と実践
- (3) SDGs の達成のための市民社会団体、民間企業、研究機関、国際機関、政府機関等の連携と協力の強化
- (4) SDGs の達成のための調査・研究
- (5) SDGs の達成に取り組む民間企業、市民社会団体、研究機関、国際機関、政府機関等に対する助言と問題解決策の提示

- (6) その他 SDGs の達成に必要な事業や関連分野の事業
2. 当法人は、前項の事業を実施するために、広く一般社会からの寄付金を募る。
また、第4条の目的に適う助成・委託事業を実施する。

第3章 会員、会費及び入会、退会

第6条（会員）

当法人の会員は、以下に規定する一般正会員、ネットワーク正会員及びその他の会員の3種とし、このうち一般正会員及びネットワーク正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 一般正会員:当法人の目的に賛同して入会した団体。
- (2) ネットワーク正会員:当法人の目的に賛同して入会した団体であって、特定の地域、社会集団、もしくは特定の課題に取り組む複数の団体を取りまとめているネットワークであり、ネットワーク正会員となることを理事会が認めた団体。
- (3) その他の会員:当法人の理事会が定める規程に基づき入会した団体・個人

第7条（会費）

第6条に定める会員は、各種会員の別に応じて、理事会が定める当法人の規程に基づき会費を支払わなければならない。

第8条（会員の入会及び退会）

当法人の会員として入会しようとする者は、所定の事項を記入した入会申込書を提出し、当法人の理事会の決議を経て入会するものとする。

2. 会員は、いかなる時期においても、任意に退会することができる。但し、未履行の義務はこれを免れることはできない。

第9条（会員の資格喪失）

会員が次のいずれかに該当する場合には、会員は資格を当然に喪失する。

- (1) 退会の意思を表示したとき
- (2) 第7条に定める会費を支払う義務のある会員が、2年以上会費を納めなかったとき
- (3) 会員である団体等が解散したとき。個人の会員が死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 第11条に基づき除名されたとき

第10条（会員に対する是正勧告）

会員が次のいずれかに該当する場合には、理事会の決議を経て、当該会員に対して相応の期限での是正を勧告することができる。

- (1) 当法人の定款その他規程に違反したとき
- (2) 当法人の活動に1年以上参加しないとき
- (3) 第7条に定める会費を支払う義務のある会員が、1年以上会費を納めなかったとき
- (4) 第4条に定める当法人の目的及び趣旨にそぐわない活動を行っているとき

第11条（会員の除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、当法人は社員総会の決議を経て、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の一週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款その他規程に違反したとき
- (2) 第4条に定める当法人の目的及び活動にそぐわない、もしくは当法人の名誉を傷つける重大な不正や不祥事があったとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

第12条（不返還）

当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

第13条（構成）

社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2. 前項の社員総会をもって一般法人法に定める社員総会とする。

第14条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額又はその支給の基準
- (4) 監事の報酬等の額又はその支給の基準
- (5) 各事業年度の決算報告（貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書））の承認

- (6) 定款の変更及び改廃
- (7) 解散及び残余財産の帰属
- (8) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第15条（開催）

社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後4箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

第16条（招集）

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2. 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3. 第2項の請求をした正会員は、つぎの場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - 一. 請求後遅滞なく召集の手続きが行われない場合。
 - 二. 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

第17条（議長）

社員総会の議長は、当該社員総会において選出される正会員の代表がこれにあたる。

第18条（議決権）

社員総会において正会員に付与される議決権は、以下のとおりとする。

- (1) 一般正会員：一団体に付き一個。
- (2) ネットワーク正会員：会費額により以下のように定める。
 - イ) 4万円未満：一団体に付き一個。
 - ロ) 4万円以上10万円未満：一団体に付き二個。
 - ハ) 10万円以上：一団体に付き三個。

第19条（決議）

社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第20条（代理）

社員総会に出席できない正会員は、書面もしくは電磁的方法を以て表決し、または他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面（委任状）を当法人に提出又は電磁的記録を送信しなければならない。

第21条（決議及び報告の省略）

理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2. 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第22条（議事録）

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員等

第23条（役員の設置）

当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上15名以内
- (2) 監事1名以上2名以内
2. 理事のうち、2名以内を代表理事、5名以内を業務執行理事とすることができる。
3. 業務執行理事のうちの3名以内を副代表理事とすることができる。また、そのうちの1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

第24条（選任等）

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 監事は、この法人またはその子法人の理事、事務局長又は所要の職員を兼ねることができない。
4. 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者または3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
5. 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事、事務局長又は所要の職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

第25条（理事の職務権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。代表理事を2名置くとき、理事会は、その決議によって、代表理事より理事長1名を選定する。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、代表理事が業務執行に係る職務を代行する。
3. 副代表理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で決定した順序に従い、業務執行に係る職務を代行する。
4. 業務執行理事は、代表理事および副代表理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。また、業務執行理事は、代表理事および副代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

5. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第26条（監事の職務権限）

監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類、事業報告書及び公益目的支出計画実施報告書を監査すること。
 - (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をする恐れがあると認めるとき又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な条項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
 - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第27条（役員の任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
3. 補欠としてあらかじめ選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了までとし、増員として選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了するときまでとする。

4. 役員は、第23条で定めた役員の員数を欠けた場合には、辞任または任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第28条（報酬）

理事及び監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

第29条（取引の制限）

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人の取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第30条（責任の免除または限定）

当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金100,000円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第31条（顧問）

当法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2. 顧問は理事会の諮問にこたえ、助言を行う。
3. 顧問の任免、ならびに役割、業務、処遇の決定は、理事会の決議による。
4. 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任は理事会の決議によるものとする。

第 32 条(事業ユニット)

当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、理事会の諮問にこたえて助言を行い、また、代表理事及び業務執行理事による業務執行を補佐する機関として、「事業ユニット」を設置することができる。

2. 「事業ユニット」のメンバーは、第 6 条に定める会員及び学識経験者、関連団体等のうちから、理事会が選任する。
3. 「事業ユニット」の任務・構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第6章 理事会

第33条（構成）

当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第34条（権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 当法人の事業計画書、収支予算書の承認
 - (4) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (5) 理事の職務の執行の監督
 - (6) 代表理事、業務執行理事の選定及び解職
2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 事務局長および所要の職員の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

第35条（招集）

理事会は、代表理事が招集する。代表理事を 2 名置く場合は、第25条第 2 項の規定に基づき理事会の決議によって選任された理事長がこれを招集する。

2. 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、理事会であらかじめ定められた順序に基づき、副代表理事が理事会を招集する。代表理事および副代表理事が欠けたときまたは事故があるときは、業務執行理事がこれを招集する。

第36条（議長）

理事会の議長は、代表理事がこれを行う。代表理事が2名いるときは、第25条第2項の規定に基づき理事会の決議によって選任された理事長がこれを行う。

第37条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定に関わらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

第38条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印又は電子署名をする。

第7章 事務局

第39条（事務局）

当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
3. 事務局長は、理事会の決議により決定する。
4. 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

第40条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第41条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画書、収支予算書については、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。軽微な変更を除き、これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

第42条（事業報告及び決算）

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
2. 前項第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更、解散及び清算

第43条（定款の変更）

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第44条（解散）

当法人は、一般法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由による他、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

第45条（残余財産の帰属等）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下、「公益認定法」という。）第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

2. 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 附則

第46条（委任）

この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第47条（特別の利益の禁止）

当法人は、当法人に財産の贈与もしくは遺贈をする者、当法人の役員もしくは正会員またはこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸し付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運用に関して、特別の利益を与えることができない。

第48条（最初の事業年度）

当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成29年3月 31 日までとする。

第51条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

2017 年 2 月 15 日制定

2017 年 7 月 31 日改正

2020 年 1 月 20 日改正

2021 年 6 月 14 日改正

* 第 49 条と 50 条は、設立時の役員等の住所等の記載があり、個人情報保護の観点から非公開とします。